

R7. 7. 17 厚労省都道府県等栄養施策担当者会議資料 抜粋

健康日本21(第三次)の目標設定(イニシアチブ関係)

健康日本21(第三次)

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

この方針は、全ての国民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、誰一人取り残さない健康づくりの展開(Inclusion)と、より実効性をもつ取組の推進(Implementation)を通じて、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な事項を示し、令和6年度から令和17年度までの「二十一世紀における第三次国民健康づくり運動(健康日本21(第三次))」を推進するものである。

第二 国民の健康の増進の目標に関する事項

二 目標設定の考え方

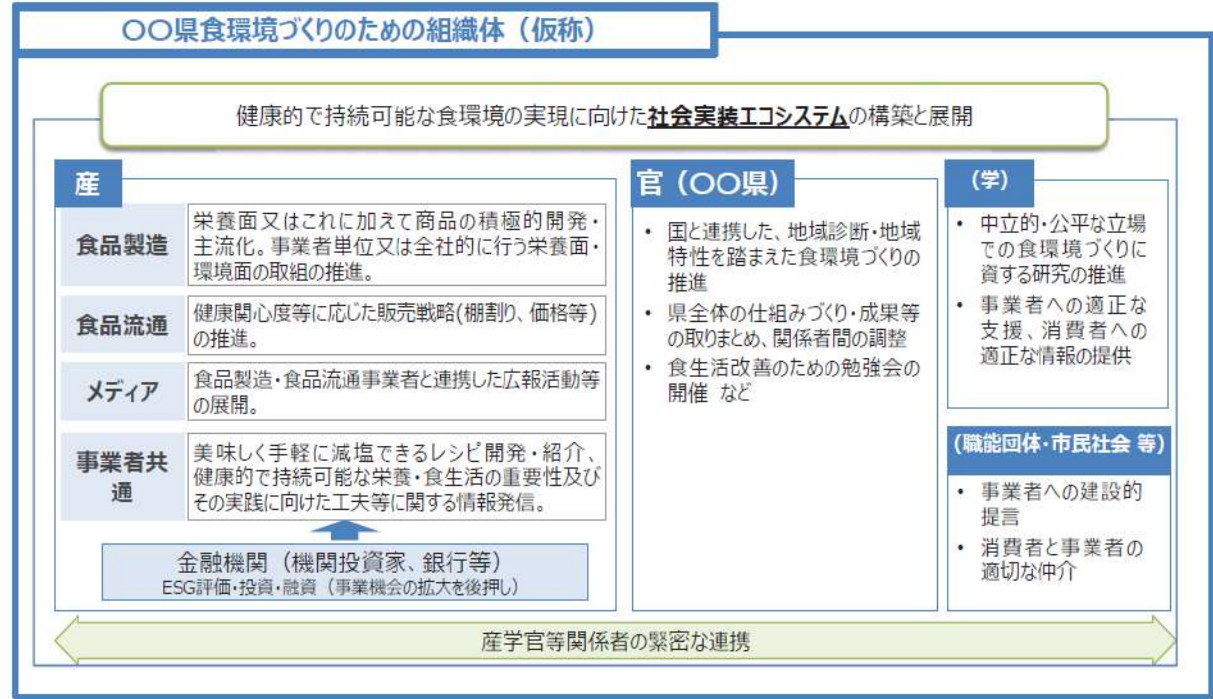
3 社会環境の質の向上

(二) 自然に健康になれる環境づくり

自然に健康になれる環境づくりとして、栄養・食生活、身体活動・運動、喫煙をはじめとする分野で取組が進められており、これらの取組の推進に関する目標を設定する。具体的には、「**健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ**」、「居心地が良く歩きたくなる」まちなかづくり等による身体活動・運動に取り組みやすい環境整備及び受動喫煙環境に関する目標について設定する。

目標	指標	目標値
「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」の推進	「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」に登録されている都道府県数	47都道府県 (令和14年度)

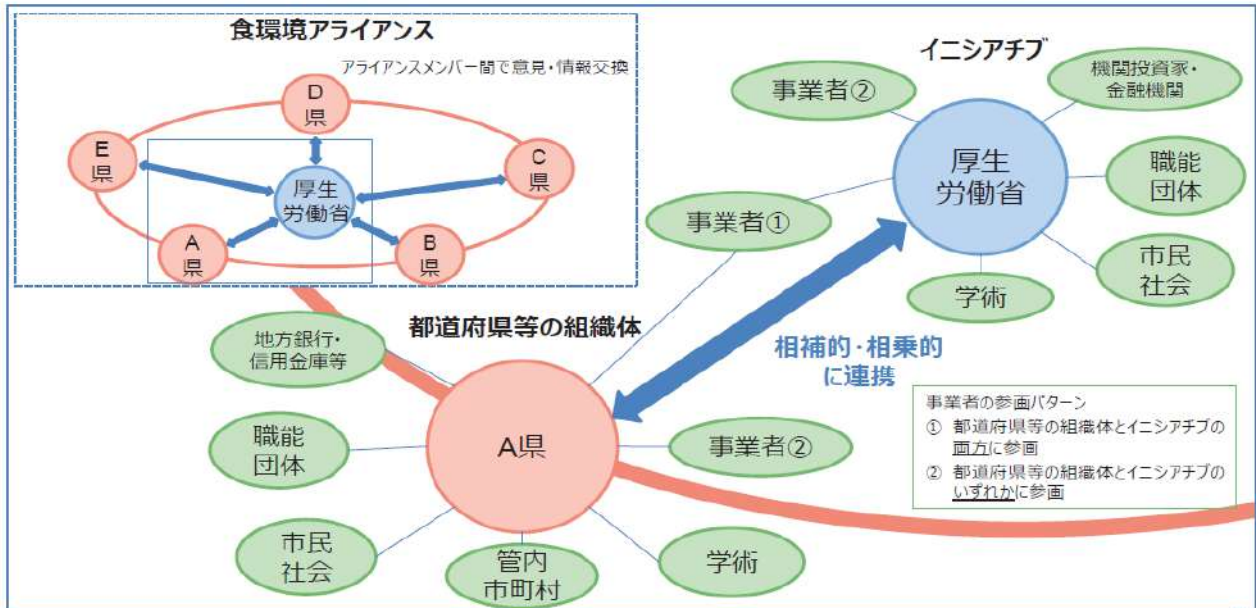
都道府県等組織体の設置イメージ



都道府県等による食環境づくりを推進するための支援体制

(健康的で持続可能な食環境づくりのための国・都道府県等アライアンス(食環境アライアンス)の構築(2024年6月立ち上げ))

- 都道府県等は、国と連携することにより、イニシアチブ※の人的・物的等リソースを活用し、健康的で持続可能な食環境づくりを効果的・効率的に推進することができる。
※「健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ」
- 都道府県等の組織体とイニシアチブの両方に参画する事業者は、両者それぞれのインセンティブを享受することができる。



【都道府県が行うこと】

食環境整備の一環として遅くとも令和14年度までに健康的で持続可能な食環境づくりを推進する新たな組織体を設置し、イニシアチブへ登録を行うことにより、各県の食生活課題を踏まえた減塩に向けた食環境整備をさらに推進する。なお、イニシアチブ登録前に国・都道府県等アライアンス(以下、「アライアンス※」という。)に参画し、新たな組織体設置に向けた情報収集や助言を受ける。ただし、アライアンス登録から3年以内に新たな組織体を設置し、イニシアチブ登録する必要がある。山形県は、令和7年6月にアライアンス参画暫定登録申請済

※アライアンスの内容

- (1) イニシアチブの取組を活発化させるための各都道府県等の取組内容等を共有するための定期的な会合(オンライン)の開催
- (2) 各都道府県等の取組の成果や課題等の情報共有
- (3) その他本アライアンスの目的に沿った活動

◎現段階における今後の予定

<R8年度>

- ・ 既存会議(健康長寿推進協議会等)で、関係者へ「健康的で持続可能な食環境づくりのための戦略的イニシアチブ」について具体的に説明し、組織体立ち上げのための準備を始める。
- ・ 近隣各県等の状況調査

<R9年度>

- ・ 予算要求(健康な生活習慣づくり重点化事業(糖尿病予防戦略事業)国庫補助金活用1/2)

<R10年度以降>

- ・ 新たな組織体の設立、戦略的イニシアチブへの登録(令和14年度までに)